

京都市交通局管理規程第 18 号

京都市交通局公文書取扱規程の一部を改正する規程を公布する。

平成 22 年 3 月 31 日

京都市公営企業管理者

交通局長 葛西 宗久

京都市交通局公文書取扱規程の一部を改正する規程

京都市交通局公文書取扱規程の一部を次のように改正する。

第 3 条中「を統括するとともに、文書事務」を削る。

第 6 条に見出しとして「(文書主任の職務)」を付する。

第 15 条見出し中「文書主任による」を削り、同条第 1 項及び第 2 項中「文書主任は,」を削る。

同条第 3 項中「文書主任は,」を削り、「收受した文書」の右に「(当該文書を画像情報として電磁的記録に変換したものを含む。以下次項において同じ。)」を加える。

同条に次の 1 項を加える。

4 前項本文の規定にかかわらず、收受文書を添付文書として、文書管理システムにより意思決定又は供覧を行うときは、文書管理システムに收受日等を入力することにより同項の登録に替えることができる。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)